

騒音規制法で定められている特定施設（騒音規制法施行令 別表第1）

1	金属加工機械	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
		ロ 製管機械
		ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
		ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
		ト 鍛造機
		チ ワイヤフォーミングマシン
		リ プラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
		ヌ タンブラー
		ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
		ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー
		ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
		ハ 砕木機
		ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
		ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）		
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	